

議会改革推進特別委員会 作業部会B【第1回報告書】

日時：2025年12月15日(月)15時～

出席者：柳田副委員長、八尾委員、山口委員（公明党）、横井委員、柿本委員、下村委員

【項目⑥：議員報酬について】

※別紙参照：議會議員の議員報酬の額について（申し入れ）

（作業部会としての提案）

○奈良市特別職報酬等審議会への諮問依頼を、委員長→議長へ提案すべき。

【項目⑩：無所属議員の議会運営への参画について】

○議会運営委員会では委員外議員の発言を認めている

- ・幹事長会で概ね全体の意見がまとまった場合、議運での議論や委員外議員の発言が実質的な効果を發揮しないのではないか。
- ・現行の議運の在り方も議論を交わす場となっていない。委員も含めてそういう場にしてはどうか。

○幹事長会の公開と会派（交渉会派）人数について議論すべし

- ・現在、幹事長会の内容は無所属議員へも報告している。
- ・会派主義を進めるのであれば、無所属議員の意見が全て反映されなくても仕方ない。幹事長会は法的な会議ではなく、議長の諮問機関としての役割であるため、無所属の参加、公開は議長の判断でよいのではないか。
- ・必要な際の秘密会という意義もあるため、公開が難しい場面もあるのではないか。
- ・過去に全てを公開会議である議運で議論する取組も試してみたが、難しい側面があり、復活した背景がある。
- ・幹事長会で決定するのではなく、議会運営をスムーズに進めるため議長が諮問するものである。
- ・形式だけ幹事長会をなくす、公開しても内々で談合があつては本質的ではない。
- ・その場で知り得た情報を公開しないという約束で議長の承認を経て傍聴できるとする機会を作つはどうか。
- ・幹事長会の報告を受けていることをもつて、公開と同様の状態ではないか。

（作業部会としての報告）

- ・継続して調査を行うべき。

【項目⑪：SNSの利用について】

○各委員の意見は以下のとおり

- ・ガイドラインを作るべきであるが、各議員の扱い、意識の問題になってしまうため、実効性があるかどうかは疑問。
- ・ガイドラインがあることで、行き過ぎた表現について指摘・指導の根拠となるため、あつた方がいい。
- ・他市ガイドラインでは①SNSとは何か、②注意事項、③禁止事項を定めている。
- ・「団体」や「特定企業、団体の利益誘導」を禁止する場合は、その定義が難しいので慎重にすべき。
- ・誹謗中傷は禁止するのがよい。
- ・表現の自由との兼ね合いは難しい。
- ・細かく作りこみすぎると運用が難しい。
- ・本人アカウントだけでなく後援会や家族アカウント、裏アカウント、偽アカウント、リツイート、リポストなど、対象範囲を決める必要がある。

(作業部会としての報告)

- ・奈良市議会としてガイドラインを策定していくべき。(※条例ではない)

【項目⑫：文書質問の復活について】

○各委員の意見は以下のとおり

- ・議会運営委員会で議論されるべき内容であり、当特別委員会での議論になじまない。
- ・改正前の条例でも、自由に文書質問が許されたのではなく「緊急の場合」認められたものであり、それは現行も同様であるため、現状でよい。
- ・前回の改正時に、十分議論した結果、改正となつたため、現行のままでよい。
- ・前回、全会一致で可決した条例改正を、再度、変更する必要はない。
- ・通年議会についても議論していく中で、文書質問を切り出して議論する段階にはない。

(作業部会としての報告)

- ・文書質問については、現行制度を継続すべき。